



General Insurance Rating Organization of Japan

損害保険料率算出機構

News Release

総合企画部 広報グループ

〒163-1029 東京都新宿区西新宿 3-7-1
新宿パークタワー29 階

URL : <https://www.giroj.or.jp/>

2024 年 6 月 28 日

傷害保険参考純率 改定のご案内

損害保険料率算出機構【略称：損保料率機構、理事長：早川眞一郎】は、「損害保険料率算出団体に関する法律」（料団法）第 9 条第 1 項後段の規定に基づき、傷害保険参考純率の変更に関する届出を、2024 年 6 月 24 日付で金融庁長官に行い、同年 6 月 28 日に料団法第 8 条の規定に適合している旨の通知を受領いたしました。

【改定の概要】

- (1) 普通傷害保険および家族傷害保険の参考純率を平均で 1.9%引き上げます。
- (2) 交通事故傷害保険およびファミリー交通傷害保険の参考純率を平均で 25.3%引き下げます。

◆資料に記載の改定率などは、実際に保険契約者をご契約する傷害保険の改定率などとは異なります。

【改定の背景等】

直近の保険統計におけるリスク実態を反映

詳細は別紙をご参照ください。

－ 本件のお問い合わせ先 －
損害保険料率算出機構
総合企画部広報グループ
(担当：濱田、高橋)
E-mail : contact@mx.giroj.or.jp

【傷害保険】参考純率改定のご案内

損害保険料率算出機構では、以下のとおり、傷害保険の参考純率を改定しました。

（傷害保険料率は「純保険料率」（事故が発生したときに保険会社が支払う保険金に充てられる部分）と「付加保険料率」（保険会社の事業経費等に充てられる部分）から構成されます。当機構では、このうち「純保険料率」部分の参考数値である「参考純率」を統計等に基づいて算出し、会員保険会社に提供しています（詳細は3頁参照）。

1. 改定の概要

- （1）普通傷害保険および家族傷害保険の参考純率を平均で 1.9%引き上げます※1※2。
- （2）交通事故傷害保険およびファミリー交通傷害保険の参考純率を平均で 25.3%引き下げます※1※2。

- ※1 保険会社が参考純率をどのように使用するか（そのまま使用する／修正して使用する／使用せず独自に算出する 等）は、各保険会社の判断によります。また、事業経費等に充てられる「付加保険料率」は、各保険会社が独自に算出しています。このため、本資料に記載の改定率などは、実際に保険契約者をご契約する傷害保険の改定率などとは異なります。
- ※2 上記の改定率（平均で 1.9%の引上げ、25.3%の引下げ）は、全ての契約条件（保険金額、補償の対象者等）の改定率の平均値です。したがって、改定率は、契約条件によって異なります。

Memo 傷害保険とは、「急激・偶然・外来」の3つの要件を満たすケガをして、入院や通院、死亡した場合などに保険金が支払われるものです。下表のとおり、対象の事故などにより様々な商品があります。

対象の事故	日常生活の事故	交通事故	旅行中の事故
傷害保険の商品 (参考純率の場合)	・ 普通傷害保険 ・ 家族傷害保険	・ 交通事故傷害保険 ・ ファミリー交通傷害保険	・ 国内旅行傷害保険 ・ 海外旅行傷害保険

2. 改定の背景等

直近の保険統計におけるリスク実態を反映

普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険およびファミリー交通傷害保険の参考純率は、2018年5月の料率改定の届出以降、新型コロナウイルスによる社会の行動変容など、リスク動向の把握が難しい時期もあり、料率改定を実施せず約6年が経過しています。現在それらの状況が概ね解消方向にあることから、直近の保険統計におけるリスク実態を反映します。特に、交通事故傷害保険およびファミリー交通傷害保険においては、6年前と比較して交通事故が減少したことが引下げに大きく影響しています。

3. 改定率の例

以下に記載の【契約条件】における参考純率の改定率は下表のとおりです。

なお、1 頁の 1. 改定の概要の※ 1 に記載のとおり、保険契約者が実際に支払う保険料の改定内容は、保険会社ごとに異なります。

普通傷害保険および家族傷害保険

保険の種類	補償の対象者	本人の職種級別*	改定率
普通傷害保険	本人	A 級	▲1.5%
	本人	B 級	+2.0%
家族傷害保険	本人、配偶者、 その他親族	A 級	+1.9%
	本人、配偶者、 その他親族	B 級	+3.0%

* A 級の例：事務従事者、販売従事者、保健医療従事者 等

B 級の例：農林業作業者、漁業作業者、自動車運転者（助手を含む）等

【契約条件】

□保険金額

本人

死亡・後遺障害(350 万円)
入院日額(4,500 円)
通院日額(2,000 円)

配偶者

死亡・後遺障害(250 万円)
入院日額(4,000 円)
通院日額(1,500 円)

その他親族

死亡・後遺障害(150 万円)
入院日額(3,500 円)
通院日額(1,500 円)

交通事故傷害保険およびファミリー交通傷害保険

保険の種類	補償の対象者	改定率
交通事故傷害保険	本人	▲22.6%
ファミリー交通傷害保険	本人、配偶者、 その他親族	▲27.7%

【契約条件】

□保険金額

本人

死亡・後遺障害(600 万円)
入院日額(5,000 円)
通院日額(2,000 円)

配偶者

死亡・後遺障害(500 万円)
入院日額(6,000 円)
通院日額(1,500 円)

その他親族

死亡・後遺障害(350 万円)
入院日額(5,000 円)
通院日額(1,500 円)

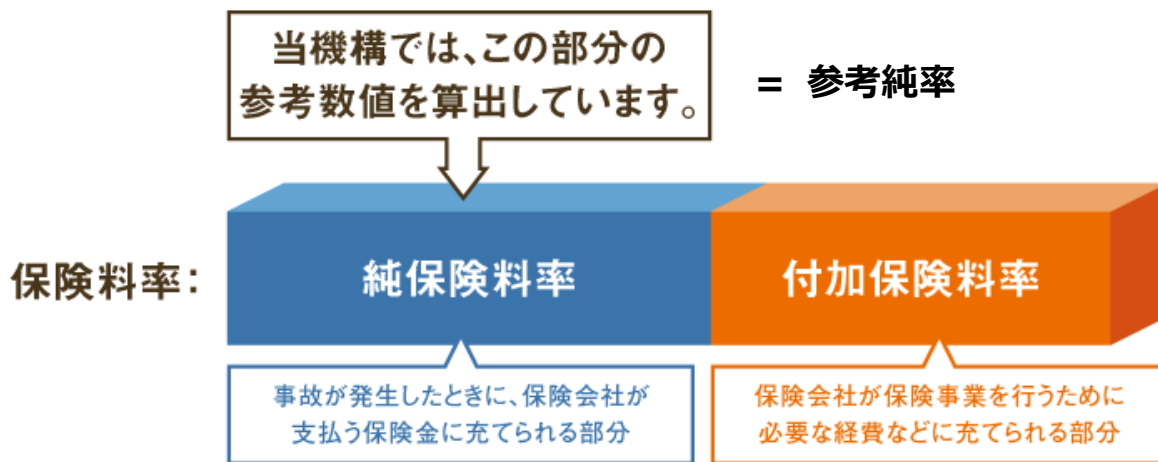
＜参考純率とは＞

保険料率は純保険料率と付加保険料率で構成され、当機構では純保険料率部分を算出しています。
当機構が算出する純保険料率を「参考純率」といいます。

当機構の会員となっている保険会社では、参考純率をそのまま使用することができ、また、自社の商品設計等に応じて修正して使用することもできます（参考純率は使用義務のない参考数値であり、これを用いずに保険会社独自に純保険料率を算出することができます）。純保険料率に保険会社で算出した付加保険料率を加えたものが、契約者が負担する保険料率となります。

当機構で行う改定内容を採用するか否かは各保険会社が判断します。したがって、最終的な保険料は各保険会社の判断で決定される点にご留意ください。

また、保険会社が自社の保険商品に参考純率を使用する場合においても、販売時期は保険会社が決定します。



<損害保険料率算出機構について>

損害保険料率算出機構は、損害保険料率算出団体に関する法律に基づいて設立された団体であり、損害保険会社を会員とする組織です。主な業務は、以下の3つです。

保険料率の算出・提供



「合理的、妥当、不当に差別的でない」との原則に基づき、参考純率および基準料率を算出[※]し、保険会社に提供しています。

自賠責保険（共済）の損害調査



「公正・迅速・親切」をモットーとして、自賠責保険（共済）の損害調査を行っています。

データバンク



各種保険に関する大量のデータを集計し、保険会社等に提供しています。また、消費者向けの刊行物の作成・提供も行っています。

※当機構では、自動車保険・火災保険・傷害保険等について参考純率を、自賠責保険・地震保険について基準料率を算出しています。

<関連情報>

傷害保険の概況 (https://www.giroj.or.jp/publication/outline_s/)

傷害保険の仕組みや補償内容を説明するとともに、収支動向などを統計数値も用いて詳細に記載していますので、ぜひご覧ください。

最新版：2024年4月発行

※本改定の内容は記載されていません。

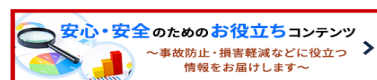


<安心・安全のためのお役立ちコンテンツ>

機構ウェブサイトのトップページから直接アクセスできます。

(https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/)

事故防止や損害軽減などを目的とした当機構のレポートやウェブページをまとめています。交通事故や自然災害をはじめとした身近なリスクについて、当機構のデータや知見を活かした分析、その他、関連情報などがご覧いただけます。



高齢者の歩行中の交通事故を防ぐには

(https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/senior_driver_202102.html)

交通事故死者数が減少傾向にあるなかで、死者数全体に占める高齢者の割合は概ね増加傾向にあります。また、高齢者の死亡事故は、歩行中が最も多いという特徴があります。

本レポートでは、高齢歩行者の死亡事故の特徴や発生要因を統計データ等を用いて示すとともに、自賠責保険における事故事例を挙げたうえで、事故を防ぐために高齢歩行者と運転者がそれぞれ注意すべき点について、わかりやすく紹介しています。

